

工事の保険をご契約いただいたお客さまへ

工事の保険パンフレット・チラシの記載誤りについて

先日掲載しました「工事の保険」（工事の保険特約付帯建設工事保険）のパンフレットの誤りに加え、チラシ（『リフォーム業、内装業、建物付帯設備業のみなさまへ』）にも記載内容の一部に誤りがあることが判明いたしました。お詫びして訂正させていただきます。

今後はこのようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

<誤りの内容>

◆先日掲載した誤りの内容

工事の保険パンフレット 3ページ

主なオプション（特約） メンテナンス期間に関する特約 例③

メンテナンス期間に関する特約で補償される損害の例として、下記例③（設計、材質、製作のミスにより引渡し後に発生した事故によるもの）を記載していましたが、この損害は工事の保険特約第3条（保険金を支払わない場合）（1）②に従い、補償の対象となりません。

（ただし、台風等により保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分が破損した結果、保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入による損害が発生した場合は補償の対象です。）



◆ 今回追加する誤りの内容

工事の保険チラシ（『リフォーム業、内装業、建物付帯設備業のみなさまへ』）裏面

②の事故例 3つ目

2の事故例



- システムキッチンの設置工事を行ったが、配管のサイズを誤り、引渡し後水漏れが発生。汚水でシステムキッチンが汚損した。
- 内壁クロスに誤った接着剤を使用しており、引渡し後にクロスが裂けてはがれてしまい、再施工をした。
- 受配電盤設置の際、雨水対策が不十分であったため、キュービクル内部に水がたまり、漏電、受配電盤が焼損してしまった。

メンテナンス期間に関する特約で補償される損害の例として、左記②の事故例3つ目（工事期間中（施工中）のミスにより引渡し後に発生した事故によるもの）を記載していましたが、この損害は工事の保険特約第3条（保険金を支払わない場合）（1）②に従い、補償の対象となりません。

（ただし、台風等により保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分が破損した結果、保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入による損害が発生した場合は補償の対象です。）

<工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」約款集 P.10 ㊦工事の保険特約 抜粋>

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（注1）を支払いません。

② 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入。ただし、次のいずれかに該当する事由によって保険の対象または保険の対象を収容する建物（注3）の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が破損した結果、これらの損害が生じた場合は、この規定は適用しません。

ア. 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

イ. 雹災

ウ. 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。以下同様とします。）

エ. 水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（注4）・落石等をいいます。）

（注1）保険金

損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または取りこわし物復旧費用保険金をいいます。以下同様とします。

（注3）建物

土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。

（注4）土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

以上